

近隣住民等説明会に係る運用基準について

令和元年9月に公布した「渋川市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例（以下「条例」という。）」第12条第2項に基づく近隣住民等説明会（以下「住民説明会」という。）の運用基準は以下のとおりです。

1 適用時期

令和2年1月1日（水）から適用する。

2 対象事業

令和2年1月1日（水）以降、条例に基づき事前協議書を提出する事業

3 近隣住民等説明会の運用基準

近隣住民等説明会の運用基準は、次のとおりです。

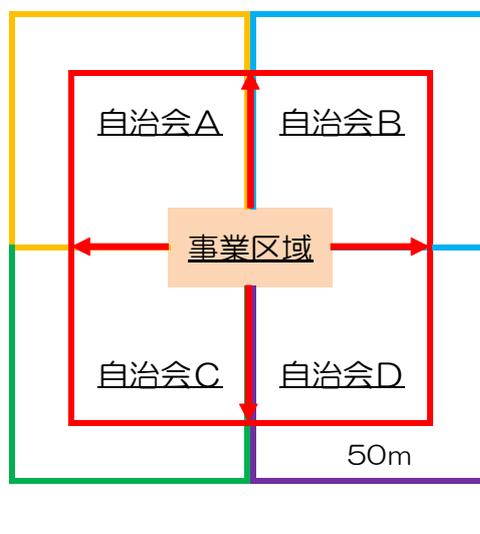
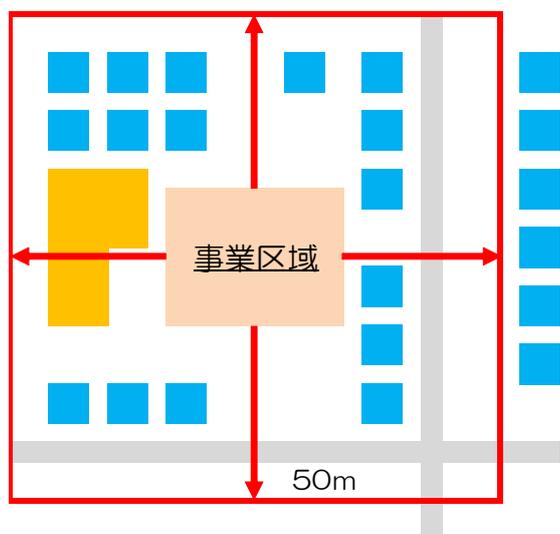
項 目	内 容
1 開催要件	原則として、事業者が開催すること。なお、近隣住民等説明会を開催する要件として、出席者割合は定めない。
2 開催場所	事業区域近くの公民館又は自治会館等の近隣住民等が参集しやすい場所を確保すること。
3 開催頻度	必ず1回以上開催すること。ただし、近隣住民等から要望があった場合には、それ以上開催すること。
4 開催日時	開催日時の調整に当たっては、当該自治会の会長と協議の上、近隣住民等が参集しやすい日時とすること。
5 周知方法* 及び周知期間	(1) 対象者：「近隣住民（事業区域の境界から50メートル以内の区域に居住する者及び土地又は建物を所有する者をいう（条例第3条第6号）。）」 ア 周知方法 事業者が公函や土地建物登記簿謄本等を取得し、近隣住民を特定すること。その上で、住民説明会の日時や場所等について個別に通知すること。 イ 周知期間 近隣等住民説明会開催日の14日前までに個別通知が近隣住民に到達するよう送付すること。 (2) 対象者：「該当自治会に居住する者（事業区域の境界から50メートル以内の区域を含む自治会をいい、そこに居住する者をいう（条例第3条第7号）。）」 ア 周知方法 事業者が該当自治会の会長に相談し、回覧版等の方法により住民説明会の日時や場所等について通知すること。 イ 周知期間 近隣等住民説明会開催日の21日前までに回覧を開始すること。
6 費用	近隣住民等説明会開催に伴う費用（例：会場借上料、通知郵送料、土地建物登記簿謄本等請求手数料）は、全て事業者の負担とする。

※ 事業者は、近隣住民と当該自治会の区域に居住する者が重複している場合であっても、(1)及び(2)の方法により周知を図ること。

《周知方法のイメージ》

(1) 「近隣住民」に対する周知

(2) 「該当自治会に居住する者」に対する周知



- 事業区域
- 事業区域から50mの範囲
- 住宅（居住者） ■ 土地

- 事業区域
- 事業区域から50mの範囲
- 該当自治会A ■ 該当自治会B
- 該当自治会C ■ 該当自治会D

注：事業区域から50メートルの範囲内に単一又は複数の自治会（例：上記図（2）自治会AからDまでのいずれか）を含む場合は、当該自治会の区域内に居住する住民への周知も必要となります。

4 近隣住民等説明会に係る取扱い

● 近隣住民等が説明会に出席できなかった場合の対応について

事業者は、説明会に出席できなかった近隣住民から求めがあった場合は、それらの方に対し、事業計画の案及び住民説明会の結果を知らせること。

なお、事業区域に隣接して居住する者に対しては、求めの如何に関わらず個別に説明を行うよう努めること。

● 近隣住民等の中に反対者がいる場合又は理解が得られない場合の対応について

住民説明会の結果、近隣住民等から反対意見が出たときは、事業計画の案や周辺環境への影響について丁寧に説明を行い、可能な限り理解が得られるよう努めること。この場合において、近隣住民等から要望があれば、再度、住民説明会を開催すること。その際は、市に協議状況報告書（様式第12号）を提出すること。

● その他の場合における対応について

事業者は、近隣住民等の意見や要望に対して誠意をもって対応しているにもかかわらず、近隣住民等から反対する明確な理由が示されない場合は、協議状況報告書（様式第12号）にその旨を記載し、市に提出すること。